平成２５年（フ）第１２６号
愛知県稲沢市矢合町寺浦3140番地　市営住宅矢合団地２―503
債務者　石橋美代子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３９号
愛知県丹羽郡大口町河北２丁目370番地
債務者　佐々木　優（旧姓岩橋）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７１号
和歌山県海草郡紀美野町神野市場232番地７
債務者　増廣　貴子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1635番地６
債務者　梅本　利江
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１３号
香川県高松市香川町浅野1355番地23
債務者　肥和田　清
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９２号
香川県高松市太田上町658番地３　市営住宅太田上町団地３棟103号室
債務者　齋藤　照美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９５号
香川県高松市国分寺町新名941番地７
債務者　木口屋宏司
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１１４号
香川県さぬき市造田野間田177番地６
債務者　山西　直也
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第６３６号
愛知県小牧市大字小牧原新田385番地１　ステージ102号
債務者　石上真奈美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
釧路市昭和町３丁目９番５号
債務者　猪原　良太
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６７２号
横浜市鶴見区駒岡５丁目５番21―101号
債務者　千葉　尚正
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８９号
横浜市緑区中山町161番地３　クレフォートＴ203号
債務者　木下　孝志
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５９号
横浜市中区山下町215番地４　ライオンズマンション横濱山下公園804号室
債務者　橋本　容子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６９号
神奈川県海老名市大谷北４丁目20番２―208号
債務者　大澤　春佳（旧姓中屋）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０５号
東京都府中市朝日町２丁目17番地の５
債務者　田中　健治
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３７号
東京都日野市神明４丁目13番地の13
債務者　塩野　慶子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７２６号
横浜市保土ケ谷区岩崎町12番８―105号
債務者　古関　一彦
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部